

別紙 1			
売却区分番号	1	見積価格	3, 9 2 0, 0 0 0 円
		公売保証金	4 0 0, 0 0 0 円
公 有 財 産 の 表 示	物件 1 (土地の表示)		
	所 在	安芸郡安田町安田字西新町	
	地 番	1 5 8 8 番 1 1	
	地 目	宅地	
	地 積	6 9. 4 2 m ²	
	物件 2 (土地の表示)		
	所 在	安芸郡安田町安田字西新町	
	地 番	1 5 8 8 番 1 2	
	地 目	宅地	
	地 積	2 5 3. 2 2 m ²	
	物件 3 (土地の表示)		
	所 在	安芸郡安田町安田字西新町	
	地 番	1 5 8 9 番 8	
	地 目	宅地	
	地 積	9 6. 5 2 m ²	
	物件 4 (建物の表示)		
	所 在	安芸郡安田町安田字西新町 1 5 8 8 番地 1 1、1 5 8 9 番地 8	
	家屋番号	1 5 8 9 番 8 の 1	
	種 類	居宅・車庫	
	構 造	木造瓦葺 2 階建	
	床 面 積	1 階	5 2.1 7 m ²
		2 階	5 2.1 7 m ²
	以上		

別紙 2

その 他 公 売 財 産 に 関 す る 情 報	<売却区分番号 1> ①公売財産の表示はすべて不動産登記簿上の表示です。 ②本公売財産に関する表示事項（情報）は当機構が調査を行い、記録上表れている事実や有識者の意見等を記載したものであり関係者間の権利関係等を最終的に決定するものではありません。 ③所在地 安芸郡安田町安田字西新町（1）1588 番 11、（2）1588 番 12（2）1589 番 8 ④現況 当該物件は、都市計画区域外であり、かつ、市街化調整区域外です。 対象不動産を基点として、南方に国道 5 5 号線があります。 高知県防災マップによると、地震による津波被害が 2.0～3.0 m 想定されています。 【土地・建物の情報】 ① 地目及び地積、構造及び床面積 （1） 土地 土地ア【宅地】 6 9.4 2 m² 土地イ【宅地】 2 5 3. 2 2 m² 土地ウ【宅地】 9 6. 5 2 m² （2） 建物 ア（木造瓦葺 2 階建・平成 3 年 3 月新築） 1 階 5 2.1 7 m² 2 階 5 2.1 7 m² イ【木造平家建】※未登記です。 1 階 約 7 0 m²（メジャーで計測したおよその実測のため誤差があります。） ウ【倉庫 2 棟】※未登記です。 ※上記物件①（1）土地ア、イ上に、不動産登記簿で滅失登記がなされていない下記建物があります。 ・家屋番号：1588 番 11 種類：居宅 構造：木造瓦葺平家建 ・家屋番号：1588 番 12 の 1 種類：居宅 構造：木造瓦葺平家建 ・家屋番号：1588 番 12 の 2 種類：居宅 構造：木造瓦葺平家建 ・家屋番号：1589 番 8 種類：居宅 構造：木造瓦葺平家建
---	--

②利用状況（現況地目）

登記・現況地目はともに「宅地」です。

③接面街路

路線名：安田唐浜線、幅員：6.7 m

④供給処理施設

上水道：なし 下水道：なし 簡易水道：あり 都市ガス：なし

⑤埋蔵文化財の有無及びその状態等

文化財保護法に規定される周知の埋蔵文化財包蔵地に指定されていません。

⑥土壌汚染の有無及びその状態等

対象不動産は、土壌汚染対策法の要措置地域ではありません。

⑦物件詳細

敷地内に未登記の平家と倉庫があります。同居していた家族に確認したところ、以前から滞納者家族が使用していた建物であると証言を得ています。

滅失登記されていない建物が4筆あります。

敷地内、建物内に動産が多く存在します。

存在するすべての動産の所有権を含めて公売します。

別紙 3

そ の 他 公 売 財 産 に 関 す る 情 報	【その他手続き等】 ①公売財産についてはあらかじめその現況等を確認し、関係公簿等を閲覧した上で公売にご参加ください。また、当機構は公売財産の引き渡し義務を負わないため、使用者又は占有者等に対して明け渡しや動産類の撤去を求める場合は、買受人が行うことになります。なお、使用者又は占有者等が明け渡しや動産類の撤去に応じない場合は、買受人において訴訟等の手続きをとらなければならない場合があります。 ②公売財産に財産の種類または品質に関する不適合があっても、当機構は担保責任を負いません。 ③土地の境界が不明な場合は、買受人において隣接地所有者と協議してください。 ④公売財産の内、消費税及び地方消費税の課税財産の見積価額はすべて内税価額です。公売財産の売却決定は最高価申込者に係る入札価額をもって行います。 ⑤公売保証金は機構口座へ一括で振り込むか開庁時間中に機構窓口へご持参ください。 ⑥入札にあたっては、(1) 入札しようとする方（その方が法人である場合には、その役員）が暴力団員等に該当しない旨、(2) 自己の計算において入札をされようとする方（その方が法人である場合には、その役員）が暴力団員等に該当しない旨を陳述する必要があるので、陳述書を作成し提出してください。（(1) 又は (2) に該当する方が宅地建物取引業又は債権管理回収業の業者である場合は、宅地建物取引業の免許証又は債権管理回収業の許可書の写しを陳述書と併せて提出してください。）陳述書の提出がない場合は入札に参加できません。なお、虚偽の陳述をした場合は、6 月以下の懲役又は 50 万円以下の罰金に処せられます。 ⑦見積価格以上の入札者のうち、最高価格の者を最高価申込者とし、最高価申込者に対して売却決定を行います。なお、売却決定金額は入札価格となります。 ⑧最高価申込者となるべき者が二人以上あるときは、開札場所において、開札後直ちに追加入札を実施します。ただし、追加入札後も最高価格の入札者が複数あるときは、くじにより最高価申込者を決定します。 ⑨次順位買受申込者に売却決定をする場合には、売却決定の日時及び買受代金の納付期限が異なることがあります。 ⑩売却決定は、公売公告に記載された日時に、最高価申込者に対して行います。なお、次順位買受申込者に対する売却決定は、国税徴収法第 113 条第 2 項各号に掲げる日に行います。ただし、国税徴収法第 106 条の 2 の規定による調査の囑託をした場合であって、公売公告に記載された売却決定の日までに、その結果が明らかでないときは、売却決定の日時及び買受代金の納付期限が変更されることがあります。
--	--

- | |
|---|
| <p>⑪落札後、納付していただく買受代金は、落札価格から公売保証金を控除した金額となります。すでに納付いただいた公売保証金は買受代金へ充てるため返却しません。※買受人とならなかった方の公売保証金は開札終了後、返還します。</p> <p>⑫買受代金は必ず納付期限までに当機構が確認できるように、一括で納付してください。納付期限までに納付が確認できない場合、公売保証金は没収となります。ただし、必要があると認められる場合に限り、30日を超えない範囲で買受代金の納付期限を延長致します。</p> <p>⑬次に該当する場合には、売却決定等が取り消されます。</p> <ul style="list-style-type: none">・買受代金の全額が納付される前に公売財産に係る滞納市税完納の事実が証明されたとき・買受人が買受代金の全額をその納付期限までに納付しないとき・国税徴収法第108条第2項(公売の適正化のための措置)の規定が適用された場合 <p>⑭公売財産の取得時期は、買受代金の納付があったときです。なお、許可及び承認を必要とする財産はそれを得たときになります。</p> <p>⑮権利移転に伴う費用（移転登記に係る登録免許税、登記嘱託書の郵送料等）は買受人の負担となります。</p> <p>⑯その他、本件公売は国税徴収法の規定に基づく制限があります。</p> <p>⑰公売公告の内容は、安芸広域市町村圏事務組合租税債権管理機構事務所で閲覧できます。</p> <p>⑱公売財産に関わる図面・地図・写真等を、上記⑰の場所で閲覧できます。ただし、公売財産によって閲覧できるものは異なります。</p> |
|---|